

2023年6月19日

小金井市長
白井 亨 様
小金井市子ども家庭部 部長
堤 直規 様

株式会社コスモズ
代表取締役会長 佐野 秀穂

小金井市の質問に対する回答

令和5年6月8日、小金井市子ども家庭部 部長の堤直規氏より

- 1 提出された社外調査委員会報告書について、法人として補足説明があれば書面で提出いただきたい。なお、提出にあたっては、社外調査委員会報告書の記述に関する根拠資料(文書、メモ、メール、聴取記録等)を併せて提出いただきたい。
- 2 社外調査委員会報告書に対する法人としての認識を明確にし、書面で提出いただきたい。
- 3 1、2の提出時期を市に早急に示していただきたい。

との質問を受けました。

遅くなりましたが、以下回答します。

まず、1の前段「提出された社外調査委員会報告書について、法人として補足説明があれば書面で提出いただきたい」についての回答です。

I. 同報告書について法人としての補足説明—当社の基本的見解

1. 5月23日の当社の取締役会で「社外調査委員会の会社としての故意の補助金過大申請はないが、過失及び懈怠があったとの主旨の報告を基本的に「是」とし、ただし、付言・補足を付け加え、不適切な対応があった職員には処分を行なう」と決めました。これが同報告書に対する当社の基本見解です。
2. 上記で「付言・補足事項を付け加える」としましたが、まず付言です。
 - ①付言その1. 三取締役の引責辞任

5月25日の常務会に、三通の文書が提出されました。一通は取締役辞任の引責文書、二通目は常務取締役を平取締役に降格を求める引責文書、三通目は、自らを注意処分してほしいとの取締役の引責文書でした。付言としておきます。

②付言その2. (主として小金井市内の園についての報告書に対する付言)

同報告書の10頁の下から8行目「佐野理事長は、特に相見積りを取ることなく」とありますが、原則相見積りはとっています。

③付言その3. 十八コスモの内装工事に係る広告費について

⑦同報告書の23頁の下から9行目の末尾に「企業A」によれば、当会社より、工事代金に上乗せしてよいから市民運動新聞の広告費を支払って欲しいとの依頼を受けて、見積金額を増額し、市民運動新聞に対し、2020年11月30日から2022年11月29日までの2年間で月2回、1回につき88,000円(消費税込)合計4,224,000円(88,000円×48回)の広告費を支払ったとのことである」と記しています。

しかし、すでに小金井市に提出している令和2年10月23日付の御見積書(資料①金額67343000円)の内装工事の項目に広告費の項目はありません。

⑧十八コスモ保育園見積書経緯について

2023年2月6日に佐野浩が上記標題の文(資料②)の作成にあたり、監理設計士の個人B氏を中心に、関係者の聞き取り調査をしたが、広告費の話はなかった。床面嵩上工事や、吊り戸棚、布団庫、ロッカーの設置等の増による大工手間賃の増が主要原因とのことであった。尚、資料②にあるように、設計士の見積り額より200万円程やすかったことを付記しておきます。

⑨業務委託をしている新聞社の請負人も聞いていない

市民運動新聞の広告料委託業務を請け負っている人物も、広告料を内装工事費に入れることを頼んだりしていないし、そうすると聞かされたこともない、と断じています。

⑩ただし、返金はいきたい

上記のような次第であります。十八コスモ保育園の請負業者が見積書の内装工事費等に広告費を紛れ込ませた、というのであれば、広告料を受け取った業者とも相談のうえ、株式会社コスモズに経済的負担をさせない方法で適正額を返金したいと考えています。ただし、十八コスモ保育園の請負業者とは、ご迷惑をかけたことの整理が必要と考えています。

④付言その4. 第十コスモの改修工事と、二十コスモ保育園内装工事に係る消費税について

第十コスモ保育園について、改修工事に係る修正申告漏れ、につきましては同調査書の22頁に記載されているように、貴市よりご指摘のあった904,750円を補助金対象外として

修正申告をすべき、と考えます。

二十コスモ保育園については、社外調査委員会の報告書 25 頁の上から 7 行目に「企業C

は見積書の項目変更はしておらず、二十コスモについては、補助金過大受給は生じていない」とあります。当時、当社の専務であった私(佐野秀穂)は、開設前年の 2021 年 8 月より、設計図に注文をし、業者との打ち合わせにおいて主体的に関わり、設備、備品等の見積もりや発注や購入の場にも立ち会っています。補助金対象外の外構(園庭)費の消費税が払えていないとのことで、460,016 円はすぐにでも支払う用意があるとここで付言しておきます。

⑤付言その 5. 広告営業の完全請負業務委託について

同報告書の 23 頁の下から 2 行目に「当会社と新聞社との間で利益相反取引解除決議が必要」とあるが、佐野は新聞社の株主で編集委員ではありますが、「取材、執筆、営業、印刷、配布」を完全請負業務委託をしており、指摘のようにすべきか法的整理が必要です。

⑥付言その 6. 同報告書の 30 頁の「見積り書を修正させ」の件

同報告書の 30 頁の上から 10 行目「建設業者が素直に作成した見積書中の「外構工事」や「植栽・サイン工事」項目を他項目に振り替えた見積書を修正させ」(アンダーラインは当社)とあるが、①建設業者が素直に見積書を作成したといえるのか ②さらに「会社、代表者、管理職職員が監理設計士がしたものを除いて、故意に修正させた形跡は調べてみてもなかった。③従って、会社としては故意に、不正に、補助金の過大申請をしていないと常務会、取締役会でお確認し、再確認している。④このことは監理設計士 個人B氏とも確認している。⑤さらに同報告書の 13 頁の上から 2 行目の末尾に「意図的に見積書を作成した形跡は見出しがたい」と記述しているが、自己矛盾になるのではないか。⑥いずれにしても、これらの疑問があることを付言として記入しておきます。

⑦付言その 7. 「広告費に上積みし、作成させる行為の件」

同報告書の 30 頁の下から 5 行目④に「過大な金額の「市民運動新聞」の広告費を建築代金に上積みして見積書を作成させる行為」とあるが、付言その 4 で記述しているように、広告費等の営業は完全請負業務委託にしているので、「上積みして見積り書を作成させる」行為が仮にあったとしても、当社の法的責任については法的整理が必要であることを付言として記しておきたい。(尚、同頁の②③⑤についても付言があるが、それらは小金井市内の保育のことではないので、ここでは省略したい。)

3. 上記で「付言、補足事項を付け加える」としましたが、以下は補足事項です。

①常務会の件

⑦6 月 4 日の常務会で、外構工事に関する事、入札工事に関する事で不適切な対応

があったとして、取締役Aに戒告、管理職Bに戒告、取締役Cに減給処分とする内定を決めました。

①6月5日に、弁護士同席のもと、上記3名のうち2名に処分に対する弁明の機会を与えました(1名は退職届を提出)。

②6月13日に、処分通知書を渡しました。

②処分通知書の内容の主旨は以下の通りです。

【A職員】①戒告処分 ②処分事由 保育園新築工事にあたり、補助金過大受給の原因となる事実を知らず、看過し、調査を怠った。 ③始末書の提出

【B職員】①戒告処分 ②処分事由 A氏と同様 ③始末書提出

【C職員】①減給処分(役職手当の30%を3ヶ月間減給) ②処分事由 補助金過大受給の原因となる事実を知らず、看過し、原因となる見積書作成の指示に関与した。調査に際し、自らの主張について、証拠提出等をしなかった。

次に1の後段「なお、提出にあたっては、社外調査委員会報告書の記述に関する根拠資料(文書、メモ、メール、聴取記録等)を併せて提出いただきたい」についての回答

II. 上記の件につき、社外調査委員会に問い合わせたところ、日弁連のガイドラインにあるように、そのような書類は提出できない、と言われました。そのようにご理解ください。

次に2の「社外調査委員会報告書に対する法人としての認識を明確にし、書面で提出いただきたい」についての回答

III. 次のように認識しています。

1. 社外調査委員会に対しては、短期間での調査及び報告に感謝します。
2. 保育園建設業者への訪問調査は最後になったようです。
3. 保育園の建設および広告については、建築依頼主、設計管理及び監理士、建設業者、さらには業務委託を請けている広告業者の4主体があります。時間の制約のため、広告業者の調査訪問がされなかったことが悔やまれます。更に、対立する建設業者と建築依頼主との関係において、建設業者の主張を建築主及び広告依頼業者に問いただし、総合的に調整し、事実を究明することが行われなかったことが、時間の制約があったとはいえ、悔やまれます。
4. 同様に、株式会社コスモズの職員の調査、聴取においても、現場の保育士や施設長への調査、聴取はほとんど行われず、本部の職員の調査、聴取が多かったと思われます。従って、株式会社コスモズの全体像の把握及び全体職員の意向を捕捉できなかったと思います。もとより、補助金の過大受給の原因と調査であるゆえ、関係者の聴取になるのはやむを得ません。しかし、そうなら限定された時間と職員の聴取によるコスモズ全体像の推測であり、一部職員の意向に基づくコスモズ代表者等取締役に対する評価とすべきで

あったと思います。

5. 降りかかる火の粉は振り払わねばならぬ、という諺があります。補助金の過大申請の原因という火の粉を、誰もが振り払おうとしています。俯瞰的に見れば、その火の粉の原因を保育園建築主も自分ではないと言い、同様に、建築業者も自分ではないと言い、監理設計者も行政も自分ではないと言い合っている図を眼下に見ている、ということであろうか。ただ、今回の社外調査委員会の報告で「補助金対象内か対象外かはQ&Aができるまでは判断がむずかしかつたのではないか？」との指摘は含蓄がある、との認識です。
6. 我々コスモズとしては、3月6日に佐野、個人D 個人Eの三取締役で、中村弁護士(ひいては社外調査委員会の弁護士)に「保育園建築に関わった7業者のうち個人B設計士が紹介した3業者のみに補助金過大申請が生じた事実に基づき、その原因を調査してほしい」と依頼していたところですが、他区市F保育園の調査報告で、その原因の一端が明らかになりつつあるという現在の認識です。
7. 論語読みの論語知らず、という諺もあります。この言葉を会社自らになげかけると同時に、関係者にも表明させていただき、今回の不祥事が社会を一步でも良くする一里塚になることをのぞむ認識も盛んです。
8. この度はご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。

IV. なお、参考資料3種類を持参します。

以上

追記(補足)

コスモ保育園と私の関わりについて

1973年より佐野浩と共同保育を始め、子育てをしながら親の立場から関わりました。

1974年4月より、「ポストの数ほど保育所を！」のスローガンを掲げて東京都の都知事に就任した美濃部氏のもと、回帰船共同保育所(無認可)の施設長として選出されました。地域に根差す保育所として地域の商店のお子さんも預かりながら、公務員や外勤者優先の保育所問題も、市内ならず近隣市との連携を取りながら“かいきせん”の仲間たちと市民運動を展開していきました。様々な運動成果を上げました。

2003年は東京都認証保育所へ

ここまでは、運営のすべてを私が任され、認証への手続き等も行っていました。その際の東京都職員、それにも増して小金井市の職員のTさん他の方にどれだけ手取り、足取り教えていただいた事でしょう。予算書作成などはまさに共同作業でした。夜の9時ごろまで互いに残って、電話でやり取りをしていました。

認証保育所が設立された際、施設長以外に代表者を立ててほしいとの、東京都からの要請があって、市議会議員であった“かいきせん”の名づけ親でもある佐野浩が代表となりました。園名も「東町回帰船保育園」と改めました。そのような経過の中で、私は、事あるごとに「もし、親だったらどうする？」という視点から保育を考えて来たつもりです。気が付けば48年がたっていました。

今回、三人の調査委員から代表に推薦されたことは、身に余る光栄です。

保育向上部のメンバーと前代表の礎(いしづえ)の上に、新たに積み重ねられるものを築いく所存です。

コスモ本部のガバナンス

東町回帰船(俗称 かいきせん)は2003年(H15年)認証保育所時代までは、事務員は雇用せず、施設長の私がS会計に月4万円位で領収書を持参して、毎月の会計処理を行っていました。「実績報告書」(5月市へ提出)も予算書(9月には補正予算と合わせて年2回)を施設長が行っていました。2園、3園と増える中で事務担当職員も2人に増え、施設長の他に代表者を立ててほしいとの東京都の指導で、佐野浩(当時、市議会議員)が「東町回帰船保育園、拡大に向けて」を提案。理事会を結成して将来の方針を打ち出しました。

当時は(認可の)社会福祉施設を目指していました。2015年にはコスモ保育園は小金井を中心に駅前、第二、第四、荻窪と増え、東小金井駅周辺開発で立ち並んだマンションの一角に、本部事務所を借り受けることが出来ました。事務員も6人~8人に増員されました。2016年に初めて自前(佐野浩所有)の、大規模な武蔵境コスモ保育園が建てられました。経験のある施設長が新園の施設長に指名されて就任するといった理事長の方針に基づき、計画的、組織的に待機児解消をスローガンにして信頼関係を築きながら進めていったと思

います。但し、本部事務担当はそのようには(方針どおり...)進まなかったように思います。他社からの転職派が多く、保育園のような施設長を主体とした法令遵守(コンプライアンス)が守られていませんでした。報・連・相の欠如や「伺い書」提出がきちんとされていなかったことなどが判明されました。いきなり大手の会社や銀行から役員に、といった抜擢が続いていました。今回発覚した問題は、保育園知らずの保育園事務員といった事態ではなかったかと思えます。

株) コスモズ代表を佐野秀穂が就任するにあたって

役員体制の確立に向けての「役員規程の改正」で会長(代表)、社長(理事長)を置き、常に二者で相談して運営を行う事等について社外取締役からの提案があった

コスモズ本部の体制について

- ① 社外取締役に 個人G 顧問弁護士と中小企業の経営学に詳しい参与 個人H 白鷗大学名誉教授を置く
- ② 保育の現場から、三人の兼務取締役(内二人は2年~3年の経験者で、一人は新たに選出する)を置く。但し、兼務取締役の施設長は代理・副施設長を二人必要とする。
- ③ 取締役会議は月1回とし、必ず監査役(再任)に出席してもらう
- ④ 5月26日に常務会で話し合いその結果を、30日の株主総会において役員と報酬と決定し、次に新旧代表の引継ぎを行った
- ⑤ 5月30日の第1回取締役会で代表取締役兼会長、(刷新のため)取締役社長兼理事長他、専門家2人を設置した新メンバー11人でスタートしました(司法書士によって登記の手続きが行われ、6月15日完了した。)
- ⑦ 6月15日に職員の処分を行った

対策・改善策について

不正等を疑わせる文書・メール送付・発信は役員会(常務会)、又は取締役に報告し、その決定に従うことを決定いたしました。そして、補助金の過大受給に関する当社職員の補助要綱の理解、行政、設計士、業者との連携、担当取締役との報告、分担等々を高め就中設計監理の任にある者の責任等を明確にするために、2023年2月21日の取締役に「新設園等の補助金過大受給等対策規則」を議決いたしましたので以下に記します。

新設園等の補助金過大受給等対策規則

- 1条 本規則は「新設園等の補助金過大受給等対策規則」と称する。
- 2条 本規則は新設園等の補助金過大受給を防止することを目的とする。
- 3条 株式会社コスモズの企画部職員は新設園の計画申請までを所掌事務とし、以降を総務、財務の職員が担う所掌事務となっている。

- 4 条 新設園等の設計は契約した設計士に子どもが安全に保育され保育士等が働きやすい職場となるよう依頼している。設計士には設計管理も委託している。
- 5 条 新設園等の市や区の補助金要綱等を、新設園に関わる企画部職員、総務部職員、財務部職員設計士は熟読吟味し、4者で内容の統一化を図り、理解しておくこと。建築業者の見積書については⑦適正か否か、⑧他の外構工事契約書等が必要か否か、等々を吟味し、工事契約書の締結前に上司に報告すること。
- 6 条 特に設計の変更、開発や外構工事等々がある場合は、行政と相談の上、4者で内容の共通理解を図り、補助金の過大申請、過小申請にならないよう注意し、必要に応じて、上司に報告、相談すること。
- 7 条 特に、設計士、設計監理の業務にあたる者は、業者との関係、担当職員との関係、行政との関係を概括的に、時系列的に俯瞰的に見える立場にあるので、補助金の過大受給、過小受給にならないよう注意を払われたい。取締役等管理職も遵守精神のもと、補助金の過大受給にならないよう、一層の注意を払われたい。
- 8 条 補助金の過大受給等が疑われる事態が発生した場合、上司に報告し、必要に応じて、常務会、取締役会にも報告すること。
- 9 条 設計監理にあたる者は、この規則との捺印、調印を別にしておくこと。

1. この『新設園等の補助金過大受給等対策規則』に則り、今後、各関係行政機関のご指摘を真摯に受け止め、本事案に関与したとされる取締役の辞任・降格、本部体制を改めるための処分と人事異動等を実施することとしました。
2. これまでの理事会（保護者参加で、5月20日開催済）や職員会議での説明に加え、（社外調査会報告書の）公表版、HP等で会社としての考えを付言・補足して各園、地域関係者、関係団体に伝える。

今後、以下の事項を遂行していく

- ① 保育向上部を強化し、保育向上部で提出した2023年の計画に則って、この間、2020年から始まったコロナ禍による保育士不足の解消を計るべく、即ち低迷していた保育士採用に力を入れて保育専門学校や大学への訪問、実習生の受け入れ、専門学校教師への研修依頼等の連絡・連携を重視していく
- ② 各部会（乳児・幼児・副施設長・栄養士・看護師及びリトミック・モンテソーリ）を進め、更に発展させていく
- ③ 引き続き、処遇改善Ⅱの研修と管理職体制の見直しを行っていく
- ④ 本部と保育園の連携（絆）を強くして、各園のサポート体制をしっかりと行う（補助金申請のみならず予算・決算についても本部任せにならないように経験者が指導に当たる）

以上、暫くは経営・運営については先達者に指導を仰ぎながら慎重に進める

最後に、

微力ながら保育運営に精一杯の力を注いでいく所存です。

共同保育時代に培った精神を大切にしながら保護者や地域の方々との関係を再構築して、
子どもの声が街に、公園に響き渡るような街づくりを志したいと念じています。